

東京外かく環状道路に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成26年12月17日

提出者

23番 桑 津 昇太郎

25番 し ば みのる

4番 小 野 正 二

7番 前 田 秀 樹

9番 高 野 恒一郎

11番 深 沢 達 也

20番 山 本 あつし

武蔵野市議会議長 与 座 武 殿

東京外かく環状道路に関する意見書

東京外かく環状道路計画について武蔵野市議会では、コミュニティの分断、環境悪化など住民生活への重大な影響を及ぼすとして、都市計画決定の翌年、昭和 42 年「外環道路反対特別委員会」を設置し、計画の白紙撤回を主軸に継続して反対してきた。国、都からの大深度地下方式が公表された平成 15 年度以降は「外環道路特別委員会」を設置し、現在に至るまで、一貫して、必要性の有無を含め正確な情報の公開を求めるとともに、住民の不安と懸念を払拭する対策を講じるよう再三要請してきた。

ところが、都は、平成 24 年 3 月末練馬区で、大泉 JCT 地域の 1 km 区間について、「東京都市計画道路 幹線街路 外かく環状線の 2 (大泉 JCT 地域)」として住民説明会を開催し、国に事業認可を受け工事に着手した。続いて平成 26 年には、さらに練馬区内 3 km 区間について、「廃止」の選択肢をなくしたうえで、幅員 22m の都市計画の変更手続きを行った。現在、武蔵野市では、地域団体代表者、公募市民、行政関係者を構成員とする「武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会」において、計画の廃止を含めた議論を重ねているにも関わらず、隣接自治体で「外環ノ 2」を冠した道路計画が実施されようとしていることに、大きな疑念を持たざるを得ない。

また、計画沿線住民にとっては、国、都の施策によって翻弄されてきた積年の忍耐を重ねて、地域で安心して暮らし続けることができるかどうか見通しがたかない状態が続いている。

以上のような経過から、武蔵野市議会は、武蔵野市民の良好な生活環境の維持と沿線住民の安心な生活と財産を守るため、下記のとおり、国及び都に要望する。

記

- 1 東京外かく環状道路については、「対応の方針」の履行も十分でない中で、大深度地下方式の課題など、安全性と環境影響の視点から必要な検証を行うとともに、正確な情報の公開と住民の不安を解消するよう努め、事業の進行には慎重を期すること。
- 2 外環ノ 2 については、現在継続している「武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会」の議論に必要なかつ的確な情報を提供し、真摯な協議を深めるよう努めること。
- 3 今後も、武蔵野市及び市議会、市民が求める、正確な情報の公開と説明、必要に応じた協議を行い、不安や懸念の払拭に努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 日

武蔵野市議会議長 与 座 武

内閣総理大臣
環境大臣
国土交通大臣
東京都知事

あて